

# 社会福祉法人緑生福祉会

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑生福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

(理事長の勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同一日に理事会・評議員会又は監事会等に出席したときは、出席にかかる第3条各項の報酬及び実費弁償を支払わないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(第三者委員の勤務報酬等)

第6条 サービス相談委員会等の第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせてサービス相談委員会等の第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 サービス相談委員会等の第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係るサービス相談委員会等の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(実費弁償)

第7条 前各条各項に規定する実費弁償は、交通費及び諸雑費とする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人緑生福社会旅費規程の定めにより支給するものとする。

(適用除外等)

第9条 法人事務局及び施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成26年12月1日から適用する。

本規定制定に伴い「役員等の報酬、諸手当および費用弁償に関する規程」(平成6年4月1日実施)は廃止する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	その他
理事会出席報酬等	10,000円	3,000円 以内	
評議員会出席報酬等	10,000円	3,000円 以内	
各種委員会出席報酬	10,000円	3,000円 以内	第三者委員

別表2(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	その他
理事長業務報酬等	20,000円	通勤手当月額 10,000円	報酬は週3日限度
監事監査指導報酬等	18,000円	3,000円 以内	

(注) 別表1及び別表2の報酬額は、所得税を控除した額とする。